平成29年3月23日条例第3号

改正

令和2年2月20日条例第4号 令和3年3月24日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所有者等の責務)

- 第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさず、かつ、特定空家等とならないよう、自らの責任において適切に管理を行わなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、空家等が特定空家等とならないよう、所有者等による空家等の適切な管理の促進、 空家等の活用の促進その他の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 市は、空家等に関する施策を実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。 (協議会)
- 第5条 市は、法第7条第1項の規定により木更津市空家等対策協議会(以下「協議会」という。) を置く。
- 2 協議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協議する。ただし、第3号 に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認めて代行するときは、この限りでない。この場合 において、市長は、当該代行をした後、協議会へ報告するものとする。
 - (1) 特定空家等の認定に関する事項
 - (2) 特定空家等の所有者等に対する助言若しくは指導、勧告又は命令その他特定空家等に対する措置に関する事項
 - (3) 第7条に規定する指導等に係る措置の代行に関する事項

- (4) 前各号に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関する重要な事項
- 3 協議会は、14人以内の委員をもって組織し、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の庶務は、空家等に関する対策を担当する課において処理する。 (軽微な緊急措置)
- 第6条 市長は、空家等について、人の生命、身体又は財産の危険を避けるため緊急の必要がある と認めるときは、開放されている窓の閉鎖、樹木の枝打ちその他の規則で定める軽微な措置を講 ずることができる。
- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所在地及び当該措置の内容を 当該空家等の所有者等に通知をするものとする。ただし、所有者等を知ることができず、又は所 有者等の住所、居所その他通知をすべき場所が知れない場合には、規則で定める方法により通知 に代えて公示することができる。
- 3 第1項の措置を講ずる職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、 これを提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(指導等に係る措置の代行)

- 第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告 (以下「指導等」という。)を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要 があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。
- 2 市長は、前項の規定による代行をしたときは、所有者等から当該代行に要した費用を徴収するもの とする。

(公表)

- 第8条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に 従わないときは、次に掲げる事項を規則で定める方法により公表することができる。
 - (1) 勧告の対象となった特定空家等の所在地及び用途
 - (2) 勧告の日時及び内容

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ所有者等にその旨を通知し、 意見書を提出する機会を付与するものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第9条 市長は、空家等及び空家等の跡地の活用を促進し、居住環境の整備及び地域の振興を図るため、活用することが可能な空家等及び空家等の跡地の情報を、あらかじめ所有者の同意を得た上で当該空家等及び空家等の跡地を購入し、又は賃借しようとする者に提供する制度その他の必要な制度を実施するよう努めるものとする。

(関係機関との協議)

第10条 市長は、必要と認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関と必要な措置に ついて協議することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(木更津市空き家等の適正な管理に関する条例の廃止)

2 木更津市空き家等の適正な管理に関する条例(平成26年木更津市条例第12号)は、廃止する。

附 則(令和2年2月20日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第15号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。